

自然公園法施行規則の一部を改正する省令案の概要

平成 29 年 12 月
自然環境局

1. 背景・趣旨

希少野生動植物の保護や特定外来生物による生態系等に係る被害に対する対策を迅速に進める必要性が昨今高まってきたこと等を踏まえ、国立・国定公園においても、風致景観を維持しつつ、これらの対策を進めていく必要がある。このため、従前からの国立公園の管理を通じて得られた知見等を踏まえ、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）を改正し、当該施行規則における「許可又は届出を要しない行為」及び「地方環境事務所長に委任する環境大臣の権限」について、所要の措置を講じる。

2. 改正の内容

(1) 規則第 12 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）を改正し、特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、以下の各行為を追加する。

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 47 条第 1 項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。
- 鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防止するため、カメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが 3 メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から 20 メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。
- 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 2 条第 4 号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、当該無線設備又はその付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）すること。
- 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更は除く。）で張り替えること。
- 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。
- 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。
- 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。
- 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは

設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

- 境界標（不動産登記法施行規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 77 条第 1 項第 9 号に規定する境界標をいう。）を設置すること。
- 認定保護増殖事業等の実施のために自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）第 20 条第 3 項第 11 号の規定により環境大臣が指定する植物を採取し、又は損傷すること。
- 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条の 2 第 1 項の規定により都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第 7 項の規定により都道府県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

(2) 規則第 13 条（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為）を改正し、特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為として、以下の各行為を追加又は変更する。

【追加】

- 認定保護増殖事業等の実施のために巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。
- 認定保護増殖事業等の実施のためにカメラを設置すること。
- 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。
- 認定保護増殖事業等の実施のために木竹以外の植物を採取し、又は損傷すること。
- 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

【変更】

（規則第 13 条第 15 号の規定の変更）

- 国、地方公共団体又は次に掲げる事項に該当する者が、特定外来生物である木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。
 - 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 18 条第 2 項の規定により主務大臣より認定を受けた者

➤特定外来生物の防除を目的とした催し（国又は地方公共団体が実施するものに限る。）に参加した者

（規則第 13 条第 17 号の規定の変更）

- 国、地方公共団体又は次に掲げる事項に該当する者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除でない場合は、工作物の設置を伴わない方法により行われるものに限る。）
 - 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 18 条第 2 項の規定により主務大臣より認定を受けた者
 - 特定外来生物の防除を目的とした催し（国又は地方公共団体が実施するものに限る。）に参加した者

（3）規則第 20 条（権限の委任）を改正し、同条第 6 号イ及びニ、第 7 号イ、ニ及びホ並びに第 8 号イについて、環境大臣の各権限のうち地方環境事務所長に委任するものを、以下の下線部のとおりそれぞれ追加する。（新たに委任する権限又は委任する範囲が変わる権限に係る改正箇所は下線部であり、今回の意見募集の対象は当該箇所に限る。）

- 第 6 号 法第 20 条第 3 項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第 6 項から第 8 項までに規定する権限
 - イ 法第 20 条第 3 項第 1 号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）
 - (1) その高さ（増築にあつては、増築部分に係る最高部と最低部の高さの差をいう。以下この号、次号イ（1）において同じ。）又は水平投影面積（増築にあつては、増築部分に係る水平投影面積と既存の工作物に係る水平投影面積の差をいう。以下この号、次号イ（1）及び第 8 号イ（1）において同じ。）が、第 11 条第 36 項の規定により環境大臣が定めた基準に適合した工作物の新築又は増築
 - (2) その高さが 25 メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が 4,000 平方メートル以下である工作物の新築又は増築（（3）から（8）までに掲げるものを除く。）
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が行う災害復旧又は防災のために必要な工作物（防潮堤を除く。）の新築又は増築（（4）から（8）までに掲げるもの又はニ（2）に掲げる行為を伴うものを除く。）
 - (4) その水平投影面積が 4,000 平方メートル以下である道路（法面等道路付帯施設を含む。）の新築又は増築
 - (5) その高さ（建築設備を除いて算定した高さをいう。）が 13 メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が 2,000 平方メートル以下である建築物の新築又は増築

- (6) 電柱（電話柱を含む。）の新築又は増築
- (7) 住宅及び仮工作物の新築又は増築
- (8) 農業、林業又は漁業の用に供する索道の新築又は増築
- (9) 工作物の改築

ニ 法第 20 条第 3 項第 5 号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

- (1) 水位又は水量を減少させる行為
- (2) 水位又は水量を増加させる行為（当該行為により陸域から水域に変わる面積が 10,000 平方メートル以下のもの又は法第 20 条第 3 項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）

■第 7 号 法第 21 条第 3 項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第 6 項及び第 7 項に規定する権限

イ 法第 20 条第 3 項第 1 号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

- (1) その高さが 13 メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が 1,000 平方メートル以下である工作物の新築又は増築（（2）及び（3）に掲げるものを除く。）
- (2) 国の機関又は地方公共団体が行う災害復旧又は防災のために必要な工作物（防潮堤を除く。）であつて、その高さが 25 メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が 4,000 平方メートル以下であるものの新築又は増築（（3）に掲げるもの又はニ（2）に掲げる行為を伴うものを除く。）
- (3) 仮工作物の新築及び増築
- (4) 工作物の改築
- (5) 第 12 条第 1 号から第 6 号の 2 まで、第 7 号から第 8 号まで及び第 10 号から第 10 号の 5 までに掲げる行為

ニ 法第 20 条第 3 項第 5 号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

- (1) 水位又は水量を減少させる行為
- (2) 水位又は水量を増加させる行為（当該行為により陸域から水域に変わる面積が 10,000 平方メートル以下のもの又は法第 20 条第 3 項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）

ホ 法第 20 条第 3 項第 6 号、第 7 号、第 10 号（土地の形状を変更する面積が 2,500 平方メートル以下のものに限る。）及び第 15 号、法第 21 条第 3 項第 2 号から第 10 号までに掲げる行為

■第 8 号 法第 22 条第 3 項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第 6 項及び第 7 項に規定する権限

- イ 法第 20 条第 3 項第 1 号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）
- (1) その水平投影面積が 1,000 平方メートル以下である工作物の新築又は増築
 - (2) 仮工作物の新築及び増築
 - (3) 工作物の改築
 - (4) 第 12 条第 1 号から第 6 号の 2 まで及び第 7 号から第 10 号の 5 までに掲げる行為

3. 施行期日

平成 30 年 2 月末日を予定